

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会ふれあいサロン事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、誰もが地域の中でいきいきと暮らせる豊かな福祉コミュニティを作るため、地域住民の自主的、自発的な取り組みによりふれあいサロン事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、次の各号の要件を満たす活動とする。

- (1) 地区社協、小学校区及び自治会単位等の小地域を範囲とし、概ね5人以上の住民有志や団体等（以下「団体等」という。）が企画、運営する活動
- (2) 高齢者又は障害者を対象としたふれあいサロン活動等の交流活動
- (3) 概ね月1回以上実施されること。
- (4) 対象となる住民に広く参加の呼びかけがされていること。
- (5) その他会長が必要と認めた活動

2 市の補助制度等の適用を受けている事業は、助成金交付の対象としない。

(助成金)

第3条 活動に対する助成金の交付については、次のとおりとする。

- (1) 高齢者を対象に、地区社協、小学校区等の地区を単位として支え合い及び介護予防を目的に活動する場合は、年額6万円を限度とする。
- (2) 高齢者を対象に、自治会単位で支え合い及び引きこもり予防を目的に活動する場合は、年額4万円を限度とする。
- (3) 障害者を対象に、公民館、小学校区等の地区を単位として支え合いを目的に活動する場合は、年額3万円を限度とする。
- (4) 障害者を対象に自治会単位で支え合いを目的に活動する場合は、年額2万円を限度とする。
- (5) 団体等の活動期間が6箇月に満たないときは、月割りで助成金を交付する。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等は、ふれあいサロン事業費助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出する。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の交付申請を受けたときはその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、ふれあいサロン事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた団体等は、請求書（様式第3号）を会長に提出する。

(事業の報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体等は、事業の完了する年度末に、ふれあいサロン事業実施報告書（様式第4号）により報告をする。

(事業の調査)

第8条 会長は、助成事業の運営状況や経理状況を調査することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。